

環境技術実証モデル事業検討会
閉鎖性海域における水環境改善技術ワーキンググループ会合（第2回）
議事概要

1. 日時：平成18年11月27日（月） 13：30～15：30
2. 場所：航空会館2階 201号室
3. 議題
 - （1）平成18年度第1回WG議事概要について
 - （2）閉鎖性海域における水環境改善技術実証試験要領（第1次案）について
 - （3）今後の検討スケジュールについて
 - （4）その他
4. 出席検討員 上嶋英機、岡田光正（座長）、木村武志、中嶋昌紀、西村修
松田治
欠席検討員 中村由行
5. 配布資料
 - 資料1 平成18年度第1回WG議事概要
 - 資料2 実証試験要領検討方針
 - 資料3 閉鎖性海域における水環境改善技術 実証試験要領（骨子案）等に対する指摘とその対応（第1次案）
 - 資料4 閉鎖性海域における水環境改善技術実証試験要領（第1次案）
 - 資料5 今後の検討スケジュールについて参考資料
 - 1 環境技術実証モデル事業湖沼等水質浄化技術実証試験要領（第二版）

6. 議事

会議は公開で行われた。

開会の挨拶等

- ・ 事務局より、資料の確認が行われた。

【岡田座長】

- ・ 前回WGでは、自治体の動向、技術の整理、試験要領の骨子について議論を行った。
- ・ 本日は、前回の議論を踏まえて作成された試験要領（第1次案）について議論を頂きたい。

(1) 平成18年度第1回WG議事概要について

- ・ 事務局より資料1を配布し、必要があれば事務局に連絡することとされた。

(2) 実証試験要領（1次案）について

- ・ 事務局より、資料2、資料3、資料4に基づき説明が行われた。

(前回骨子案からの変更点、資料1～9ページに関する議論)

【木村検討員】

- ・ 資料2の3ページに実証対象技術（6、7、8）を挙げているが、この点は資料4のどこに反映されているのか。

【事務局（宗像）】

- ・ 細かい表現は記載していないが、対象技術の定義に盛り込んでいる。
- ・ 大規模な技術で、予算の面で検討すべきものについては、7ページの「選定時の観点、b. 実証の可能性」として反映させている。

【岡田座長】

- ・ 逆に分かりにくくなっているのではないかと。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 技術面での整理と行政予算面での整理が十分ではないと、わかりにくいとのご指摘を頂いたので、整理を行ったものである。

【岡田座長】

- ・ 技術用語と行政予算に関する都合が混在しているためにわかりにくいということだったが、どのように混在しているのか。修正する必要はないのではないかと。

- ・ 木村検討員の指摘は、修正はされたが、決して分かりやすくなっていないというご指摘であろう。
- ・ 資料2の表現の方が分かりやすい。例えばとして、資料2の内容を記載した方が分かりやすい。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ ご指摘の通り修正したい。

【松田検討員】

- ・ 実証試験には経費がかかることになる。誰がどのように負担するのかという点について、どのように整理されるのか。公募時にどのようにして情報が与えられるのか。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 他の資料で整理される。事業実施要領にて整理される事項となる。

【岡田座長】

- ・ 覆砂については、大規模土木事業であり、予算がかかるので対象外ということになるのか。例えば、廃棄物を覆砂材料として利用するようなケースはどうか。
- ・ そうした費用については、場合によってはメーカーが負担すればよいのであって、その場合には実証対象に含めても良いのではないか。

【環境省（浅見室長補佐）】

- ・ 資料4の7ページ、実証対象技術の選定の観点、形式的要件として「現状回復することが可能な技術」というのを条件に加えている。何か問題があった場合にすぐ現状回復できることが重要であると考えており、現状回復が出来るのであれば対象となる。
- ・ 実証機関では、何か問題があったときに適切に処理できるかという点に不安を持っているであろう。実証機関の判断に委ねざるを得ない点でもある。

【岡田座長】

- ・ 最初から対象外というわけではなく、適宜相談に応じるということであろう。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 前回WGでの定義では、最初から対象外となっているように読めた。
- ・ 予算の制限と現状回復の可否が問題であるため、実証機関において対象として検討できるように、対象技術の定義の中では、「大規模な土木工事～（中略）～対象と

しない」という記述は削除している。

【岡田座長】

- ・ いろいろな例を思い浮かべると、対象となるのかどうか判断がつかないものがある。例えば、機械化移植などはどうなるのか。
- ・ 可能性は残されているということによいか。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ そうである。

【環境省（浅見室長補佐）】

- ・ 水面の占有許可を取る必要もある。海域ごとに状況は異なるはずであり、技術実証委員会で検討する必要があると考えている。

【岡田座長】

- ・ 占有許可など、誰が関係者との調整を行なうのか。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 実証機関を想定している。

【岡田座長】

- ・ かなり難しいのではないだろうか。漁協などとの交渉は簡単なものではなく、実証機関の負担が大きいのではないか。

【上嶋検討員】

- ・ どういう病状に対してどのような処方があるのかというイメージが必要である。
- ・ 実証場所としては、社会的にニーズがあり、対象技術を導入する必然性がある場所であるべきである。このような場所でないと、一緒に改善していこうという同意は得られない。
- ・ 実証技術ありきの場合には、関係者との調整・同意を取り付けるのに1年くらいは必要となる。
- ・ では、その調整を誰がするのかと言えば、役人が来るとまず拒否されてしまうだろう。実態としては、研究機関の研究者などが間を取り持つことが多い。
- ・ 漁連との交渉は、大義名分で円滑に進むことはまずない。そのため、都道府県の担当者が自信をもってやることはできないだろう。それを行うためには、すでに社会的ニーズが顕在化し、改善技術導入に関して必然性のある場所でないと、関係者を

説得することはできないだろう。

【環境省（高橋室長）】

- ・ 社会ニーズがある場所を選んで技術実証することとなると、場を設定する仕組みをつくるのはメーカーではないのではないかと。むしろ公的機関がすべきであり、この点がまさに本事業のメリットとも言えないかと。

【岡田座長】

- ・ 本モデル事業の体制は理想的であるとは思いますが、実際には難しい面もあるということである。

【環境省（豊住専門調整官）】

- ・ 排ガス処理装置に関する技術分野では、メーカーの責任で実証試験実施場所を探している。しかし、本分野では漁業関係者との調整などが必要なことから、別の取扱いもあり得るのではないかと。
- ・ 本事業の実施要領には、免責事項として、機器の瑕疵によって第三者に被害を与えた場合は、第三者の故意又は重過失による場合を除き実証申請者が責を負うものとしている。

【上嶋検討員】

- ・ 水処理改善技術を導入したいというニーズのある場所を確保している自治体では、実証試験が実施できるということである。実証したい技術ありきで、実証場所を探すのは非常に難しく、まず受け入れられないと思う。
- ・ 化学的、生物的な技術が適用される場所というのは、限られているであろう。

【木村検討員】

- ・ 熊本県でも問題を抱えている海域があり、そこでは底質改善材などを導入している。既に問題を抱えており、それが関係者で共有され、改善に向けて強いニーズが場場合には、関係者の同意は得やすい。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 対象となる海域をすでに環境省で目星をつけていることがこの事業の前提になっている。
- ・ 実証機関として応募してくる自治体においては、既に候補となる実証場所の目星をつけているというのが前提である。
- ・ メーカーが実証試験実施場所を提案できるようにしても良いとは考える。しかし、

行政が関与せずにそのような手続きが出来るかという点には疑問が残る。結果的に行政が手続きを取らざるを得ないのではないかと考えている。

【松田検討員】

- ・ それら手続きは、1つの企業レベルでは難しいので、公共機関が関与して準備することに意義があるだろう。
- ・ いずれにせよ、限定しない方が良いのではないか。

【環境省（秋山室長補佐）】

- ・ 業者が申請する場合でも、最低限行政が関与しないと難しいであろう。

【岡田座長】

- ・ 全く場所を準備しないメーカーが技術募集に応募してきて、試験要領をたてに自治体が準備しないことを不公平・不公正であるなどと訴え出ることを心配している。

【環境省（浅見室長補佐）】

- ・ 実証機関の公募時には、この海域で実証を行うということを書類添付していただくと考えている。水環境改善に対する社会的ニーズがある海域の目星がついていない自治体は、応募してこないだろうと考えている。

【岡田座長】

- ・ 技術公募の規定の中にも、このような背景を踏まえた上でこの海域であれば、こういう技術を受け入れるということを明らかにするのであろう。

【松田検討員】

- ・ 実証機関においても、どの技術を受けるか検討・決定できるということであろう。

【岡田座長】

- ・ 表現上の問題であるが、「素材」という言葉が気にかかる。「材料」とはどのように異なるのか。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 文献などでは「素材」が多いように思う。

【環境省（秋山室長補佐）】

- ・ 製造業などを想像すれば、ある素材があって、それを加工したものが材料というイ

メージがある。

【岡田座長】

- ・ 「素材」と「材料」、いずれの用語が適切かは確認しておいて欲しい。

(本編の残り 10~20 ページに関する議論)

【岡田座長】

- ・ 「回収物」の定義は何か。利用できるものを回収物、利用できないものを廃棄物としているのか。

【事務局 (MURC 宗像)】

- ・ 系外除去などで販売を想定しているものもあると聞いている。これら販売ができるものについて、記載できる場所がなかったのを追加している。藻類・貝類などの技術をさしている。

【環境省 (浅見室長補佐)】

- ・ 生態系改善技術というよりは、窒素・リンの回収、水質改善技術を主な対象として想定したものである。

【中嶋検討員】

- ・ それらの回収物は、漁業者が販売するのか。

【環境省 (浅見室長補佐)】

- ・ 回収物をどうするかは、地元の漁業者と調整のうえ、販売することになるのだろう。
- ・ どのように売るかというよりも、取ったものを有効に活用するということが重要であると考えている。

【岡田座長】

- ・ 「廃棄物と廃棄物の有効利用」といった表現が良いのでは。
- ・ それほどこだわるところではないと思うが、系外除去のための草類などはおいしくないで売れないであろう。

【環境省 (高橋室長)】

- ・ ちょっとイメージが違うので副産物などとしてはどうか。

【西村検討員】

- ・ 植物を育てながら、生育環境を改善しようということなのか。生産物という考え方もあるのではないのか。バイオマスとして有効利用するのは重要である。
- ・ 資料4の16ページにおいて、「環境技術開発者の意見を考慮しながら、考察を示す」とあるが、この「考慮」は具体的にはどのようなことを指すのか。
- ・ 技術実証委員会は、実証結果について責任を持つとしているが、技術開発者の意見を考慮するというのとはどういうことなのか。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 第三者ということを担当するという意味では、開発者の意見を考慮するのは不要という考え方もあるかと思う。
- ・ ここでは、自社の技術についてある程度説明する機会がないと、適当な分析や定性的コメントを記載できないと考え、適宜説明を受けながら、技術実証委員会の考察を示すということを考えている。

【西村検討員】

- ・ 適宜ヒアリングを実施するというのは必要かと思う。しかし、実証機関、技術実証委員会、技術開発者との関係性を示す文言が以前のものから変わっていると感じる。技術開発者の意見を強く反映させるような仕組みになってしまっているのではないか。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 資料4の17ページに「必要に応じ」といった表現を追加したい。

【西村検討員】

- ・ 資料4の33ページでは、技術実証委員会の見解とメーカーの見解が並列的に記載される。さらに技術実証委員会はメーカーの意見を参考に見解を述べるというのは、少々重複しているような感覚を持つことと、メーカーの意見に左右されやすいイメージを持つ。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 2つ欄を設けているのは、意見が一致しない場合に両論併記したいという意向である。

【西村検討員】

- ・ ネガティブな結果が出たときに、技術開発者の意見を、技術実証委員会がどれほど考慮できるのかというのはかなり難しいように思う。

【松田検討員】

- ・ 提案書の見解は、2の最後あたりに入れて、技術実証委員会の見解は、ほかの場所で書かれるようにしたほうが良いのではないだろうか。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 試験結果に対する見解ではなく、技術の一般論としての見解を前のほうに入れてはどうか。

【岡田座長】

- ・ 技術開発者の見解は必要ないと思う。実証試験結果報告書は、実証試験を実施した人の意見を報告するものである。実証機関としての見解があれば良い。
- ・ 技術開発者の意見は、36ページに書くことなのではないか。この項は、環境省、実証機関が責任を負わないと明記している。他の項で示すと、実証機関が責任を負うようなことになりかねない。

【上嶋検討員】

- ・ 評価者である技術実証委員会は、技術について詳しく知っておかなければ十分な評価ができない。報告書の単なる数字だけ評価することはできない。
- ・ 実証対象となる技術とは、いつからお付き合いし始めることになるのか。評価の上で重要であろう。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 技術選定の時からお付き合いすることとなる。技術実証委員会が対象技術を選定することになる。

【上嶋検討員】

- ・ 対象技術の選定が一次スクリーニングになる。
- ・ 怪しげであるかどうかをどこで判断するのかというのが選定ならば、それ以前から情報収集する必要が出てくるのではないか。
- ・ 良い技術では、既に別のところで評価を受けていることが多い。逆に、応募があるのは、そうではないものが多くなる可能性もある。それらをどのようにスクリーニングするかが重要である。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 都道府県が公募をかけ、その応募内容を整理した後、応募内容を見ながら技術実証委員会が選定することになる。ここで一次スクリーニングすることになる。

- ・ 実証機関が想定している実証海域を前提とし、どのような技術が対象として相応しいか、実証可能性を考慮しながら選定することとなる。
- ・ 技術実証委員会は、一次スクリーニングから実証結果が得られるまで、対象技術と関わってもらうことになる。

【上嶋検討員】

- ・ 技術実証委員会の委員には、責任が生じる。自治体と委員の先生とのおつきあい方法はどのように行っていくのか。情報提供をどのように担保するかが重要である。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 自治体で事前にある程度まとめていただくことになるだろう。計画もある程度まとめられたものを検討することとなる。

【松田検討員】

- ・ 資料4の7ページ、実証技術の選定が、一次スクリーニングになるのか。
- ・ 資料4の36ページのフォームについて、製品をイメージして作成されているが、他にもいろいろな技術がある。そうした情報を付録1で記載するのか。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 付録1（実証申請書）は、メーカーから提供してもらう技術内容の情報を記載するものである。技術を選定する際の参考となるものである。
- ・ 付録3（実証試験結果報告書 概要フォーム）は、試験結果を記載する様式であり、36ページはその実証試験結果の内容を補足するものである。

【松田検討員】

- ・ 36ページについて、「環境省、実証機関は一切責任を負わない」というのはやや強すぎる表現ではないか。実証対象技術としておきながら、一切責任を負わないということの良いのか。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 実証を行っていない項目については、責任を持たないとしている。特に、コストに関する情報は、実証できるものではなく、実証機関で責任を持つのは難しいと考えている。もちろん、コストについても、技術開発者が申請してきた内容の妥当性は検討してもらうが、責任は負えないと考えている。

【岡田座長】

- ・ 資料4の16ページ、結果に関する考察の項で、「目標が設定される場合」とあるが、目標が設定されないことはあるのか。
- ・ 定量的な目標はできる限りとあるが、目標自体は必ず設定するのではないか。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 目標は常に設定されるのでそのように修正したい。

（付録、21ページ以降に関する議論）

【岡田座長】

- ・ 資料4の24ページ以降（実証申請書）機械の設置を前提としたフォームとなっている。
- ・ 例えば、アマモを粘土で固めて植える技術などにはどのように記載するのか。
- ・ 33ページの「機器の仕様及び処理能力」、32ページの実験前の水質・底質等の状況というのはどうするのか。余計なことを書かせることになってしまうのではないか。アマモを波の荒いところで定着させるかという視点でも良いのではないか。

【環境省（高橋室長）】

- ・ 技術のカテゴリー別に作成すべきなのだろうか。

【岡田座長】

- ・ それは大変な作業となってしまう。

【松田検討員】

- ・ 技術全般に通用するような記載にしたほうが良いだろう。機械では適用できるもの、そうではないものなどもあるだろう。

【環境省（秋山室長補佐）】

- ・ 32ページについては、浄化以前の問題として、海域が現在どのようになっているかというのを記載するページとして整理しても良いのではないか。

【上嶋検討員】

- ・ 1つか2つで良いので、具体的な事例を記載してみるのが良いのではないか。どこで詰まるのかを考えてもらいたい。実際に試験要領を読む立場（評価者や申請者など）で考えてもらいたい。
- ・ 良い技術であれば実証したいが、悪い技術は対象としたくない。評価者は熱意を持ってやる。お墨付きを得るということは非常に大きなことである。

【岡田座長】

- ・ 申請者、評価者のそれぞれの立場になって、具体的に記載をしてみるのが良いであろう。機械・装置であれば、現在のもので十分に記載できるが、その他の技術が申請された場合には対応できない。
- ・ 既に申請が想定されている技術があるのであれば、具体的に記載してはどうか。

【上嶋検討員】

- ・ 機械かそれ以外かという話以外にも、組み合わせのものを考慮する必要がある。
- ・ 例えば、ピオトープなどは、技術の組み合わせの問題であろう。それを成功した成功しないという評価を行う場合は、かなり複雑である。どのように評価するのか。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 本来、技術の組み合わせの方法についても評価する必要があるが、本事業では組み合わせられた結果を評価することになる。

【岡田座長】

- ・ 組み合わせたものも技術なのでそれは問題ない。
- ・ 申請書、概要版フォームについては、ある程度のパターンを示し、あとは考えてもらいたいということにしてはどうか。融通を持たせる。
- ・ あまりやりすぎても良くないと思うが。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 技術申請書（付録1）については、対象技術を選定する際に必要な情報をなるべく集めたいとの考えに基づくものである。

【岡田座長】

- ・ フリーフォーマットにして、それを論理的に書けないメーカーは理解不足ということとで不可にする考え方もあるだろう。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 以前、フリーフォーマットに近い形で申請してもらったことがある。その際、自治体の方で情報を整理するのが大変な作業で、追加問い合わせ等が必要となり、いつまでたっても選定に入ることができなかったという経緯がある。

【岡田座長】

- ・ 記載すべき必要な項目を明示し、フォームはフリーにしておくという方法も有り得る。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 申請書、報告書のいずれも、フォームを2パターンくらい示し、その他のケースでも類推して記載できるように検討したい。付録1-1、付録1-2などとなるかと思う。

【松田検討員】

- ・ 資料4の24ページ、付録1の名称は、「実証申請書」ではなく、「実証試験申請書」とした方が分かりやすい。

【環境省（浅見室長補佐）】

- ・ 付録3（実証試験結果報告書 概要フォーム）において、項目として不足している点がないかどうかご指摘いただきたい。

【岡田座長】

- ・ ある程度技術のイメージがないと指摘が難しい。

【松田検討員】

- ・ 「3.実証試験結果」の中にある「技術実証委員会の見解」は、「4.」の後の方が良いであろう。維持管理上の問題などは見解の後にくるように思われる。

【上嶋検討員】

- ・ 技術を選定する時の条件だが、「特許取得の有無」、「どこかで補助金をもらっているか否か」、「事業として実施経験があるか」など、過去の経緯を調べるような必要があろう。
- ・ 実証試験を通じて特許が得られた場合、その所有方法はどのようにするのか。申請者だけのものなのか、実証機関・環境省はどのようにするのか。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 資料4の28ページに、導入実績や特許の取得状況を報告する欄を設けている。

【環境省（豊住専門調整官）】

- ・ 知的財産に関連しては、実施要領の中で、申請者と実証機関の間で守秘協定を結ぶことが出来るとしている。

- ・ 環境省がモデル事業を通じて得た成果で、仮に特許が得られても、産業活力再生特別措置法に基づき、環境省は特許等を実証運営機関又は実証機関から譲り受けないことができるとしている。
- ・ ただし、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者が約すること等が条件となる。

【上嶋検討員】

- ・ トラブルが起きないように、どこかに明示しておいた方が良いと思う。
- ・ 本事業の実証対象となることで、かなりの価値を持つことになる。その技術に確固たる根拠がないというのは厳しい。
- ・ 誰が特許を保有しているのかなど、確認することが重要であると考えている。なければ、発生する話なのでそういう議論があっても良いだろう。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 測定・分析がメインなので、モデル事業の枠組みの中では特許は発生しないだろうという前提にたっている。著作権については、国に所属することとなっているが、新たな特許については明文化されていなかった。

【岡田座長】

- ・ 本事業の趣旨として、実証試験結果を元に、実証機関と申請者がより良い技術に改良していくというニュアンスがあるので、上嶋検討員の指摘ももっともである。

【環境省（豊住専門調整官）】

- ・ 実証が目的であり、技術開発ではないので、あまり特許が発生するようなことにならないであろう。試験における新たなノウハウの取得のようなものはあるかも知れない。
- ・ 契約書上の記載は環境省の研究開発事業と同様なので、現時点でも決して軽い扱いとはなっていない。

【上嶋検討員】

- ・ そこまで考えているということが重要である。
- ・ これだけ真面目に実証をしていけば、良い技術が必ず生まれる。本事業は技術を成長させることができる。

【木村検討員】

- ・ 管理者のいる海面での実証ということになる。管理者の同意状況はどのように確認するのか。

【環境省（浅見室長補佐）】

- ・ 実証機関の申請書には、管理者との調整状況を示した書面も提出してもらうこととしている。

【環境省（高橋室長）】

- ・ 具体的な実証技術が決まった段階で、もう一度調整が必要になるろう。

【環境省（浅見室長補佐）】

- ・ 実証機関の裁量となるが、ある程度書類でやりとりすることとなるのではないかと。
- ・ 個別海域によって実態は異なるので、ケースバイケースで議論することとなるのではないかと。

【事務局（MURC宗像）】

- ・ 海域を限定した段階である程度技術も絞られてくるのではないかと。

【松田検討員】

- ・ 資料4の24ページ、処理という表現は対象が狭くなってしまう。手法なども入れるようにしたほうがよいかも。

【岡田座長】

- ・ 付録5（生物生息環境調査項目）については、これだけ多くの事例を挙げておけば良いのではないかと。1～2個だけ示してしまうと誤解を招いてしまうが、これだけあれば例示として受け取られる。
- ・ 当然、内容にもバラツキがあり、あくまで例であることが重要である。

【上嶋検討員】

- ・ 事業の全体フローをどこかで示してもらいたい。各主体別に、時系列でどのようなことをやるべきかが分かるものが必要である。どの主体がどのように関与しながら、何をやっていくのか分かるようにしてもらいたい。

【岡田座長】

- ・ どのようなネットワークになっており、いつ誰が何をやるのかというのがわかりやすくするようにしてもらいたい。責任の所在など。

【環境省（浅見室長補佐）】

- ・ 環境省内で参考になる資料があるので、それをもとに提示させて頂く。

【上島検討員・松田検討員】

- ・ 時系列で具体的なものがあれば、ある程度所要時間も読めるようになるだろう。

（３）今後の検討スケジュールについて

- ・ 事務局より、資料５に基づいて説明が行われた。
- ・ 12月上旬からご意見募集を実施したい旨が報告。第３回会合が12月27日（水）13:30～に経団連会館906会議室で開催されること、関係者の意見陳述の場を設けたいと考えていることが報告。
- ・ 第４回会合の候補日が1月31日であること、詳細は後日調整される旨が報告。
- ・ 2月～3月で実証機関の募集を行いたいと考えており、19年度以降については、実証機関の決定後、迅速に手続きを行い、事業を進めていきたい旨が報告。

【松田検討員】

- ・ 12月27日から展示とあるのは何か。

【環境省（浅見室長補佐）】

- ・ エコプロダクツ展における展示のことを指しており、正しくは12月13日からの開催である。

（６）その他

- ・ 事務局より、本日の会合資料が速やかに環境省ホームページに掲載されること、また事務局において議事要旨を作成し、掲載することについて説明された。

（了）